

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	六ヶ所村 滞納管理システム 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

六ヶ所村は、地方税及び保険料の滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

青森県六ヶ所村長

## 公表日

令和5年8月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の滞納者に関する事務
②事務の概要	<p>[事務全体の概要] 当該事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する事務である。</p> <p>[特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容] 六ヶ所村は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 税、保険料業務の入金、還付、督促、滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収納滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③滞納整理・過誤納に関する通知等の出力</p>
③システムの名称	①情報提供ネットワークシステム ②中間サーバーシステム ③番号連携サーバ ④宛名システム ⑤住民票システム ⑥滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特定情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	六ヶ所村 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	六ヶ所村 総務課 デジタル化推進室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附475番地 電話0175-72-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	評価実施機関における担当部署	六ヶ所村 総務部門 税務課	六ヶ所村 税務課	事後	
平成28年6月30日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務部門 総務課 情報公開・個人情報保護担当	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ 情報公開・個人情報保護担当	事後	
平成29年6月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第7号 別表第二の27の項	番号法第9条第7号 別表第二の27の項(別表第二省令第20条)	事後	
平成29年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 沼尾 横子	課長 大関 博英	事後	
平成29年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の数値か)	平成27年4月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	
平成29年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の数値か)	平成27年4月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	
平成30年6月22日	評価実施機関における担当部署	課長 大関 博英	税務課長心得	事後	
平成30年6月22日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第7号 別表第二の27の項(別表第二省令第20条)	番号法第9条第7号 別表第二の27の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第20条	事後	
平成30年6月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の数値か)	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
平成30年6月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の数値か)	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第7号 別表第二の27の項(別表第二省令第20条)	番号法第9条第7号 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	税務課長心得	税務課長	事後	
平成31年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ 情報公開・個人情報保護担当	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の数値か)	平成30年5月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の数値か)	平成30年5月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	なし	様式変更により項目を追加	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の数値か)	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の数値か)	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和3年6月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の数値か)	令和2年5月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和3年6月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の数値か)	令和2年5月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第7号 別表第二の27の項(別表第二省令第20条)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	
令和4年7月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の数値か)	令和3年5月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年7月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の数値か)	令和3年5月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年7月14日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ	六ヶ所村 総務課 デジタル化推進室	事後	
令和5年7月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の数値か)	令和4年6月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年7月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の数値か)	令和4年6月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	